

令和2年度第1回東大阪市みどりの基本計画審議会議事録

日 時	令和2年6月9日（火） 10:00~12:00
場 所	東大阪市役所18階 大会議室
出席委員 （7名）	今西委員、大原委員、川中委員、下村委員、住山委員 西田委員、久委員
欠席委員 （1名）	石原委員
事務局	菊地土木部次長、竹田みどり景観課長、田中同課主査、大月同課主査、 松田同課係員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>【報告案件】 前回の答申内容の検討状況について</p> <p>【審議案件】 東大阪市みどりの基本計画の実施計画と目標値について</p> <p>3 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○議事次第 ○配席表 ○諮問書 ○議案書 ○東大阪市みどりの基本計画審議会委員名簿 ○東大阪市みどりの基本計画審議会規則 ○東大阪市みどりの基本計画概要版 ○東大阪市都市計画マスタープラン概要版 ○都市緑地法 ○都市緑地法運用指針

(議事要旨)

1 開 会

- 開会に先立ち、委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会開会を宣言。

2 議 題

- 報告案件－「前回の答申内容の検討状況について」
- 審議案件－「東大阪市みどりの基本計画の実施計画と目標値について」
を議案書に基づき事務局より説明。

3 閉 会

- 事務局を代表して菊地部次長よりあいさつがあり、審議会を閉会。

議事録

【事務局】

前回の審議会における答申内容の検討状況につきまして、報告させていただきます。

一つ目の「施策の方針については、緑地が発揮する様々な機能を活用する内容の方針を加えられたい。」との答申内容の検討状況についてご説明します。

検討状況として、施策の方針に「緑地をいかす」を加えました。この内容に関しては、本日の議案説明の中で詳しく説明いたします。

二つ目の「具体的事業については、民有地内の緑地等を、貴市の緑地面積として算入出来る制度を設立するとともに、事業者への緑化指導の仕組みを関連部局と連携して定められたい。

また、市民緑地制度を活用する事業、市民と連携して公園を保全・活用する事業、都市農地の貸借制度を活用する事業を検討されたい。」との答申内容の検討状況をご説明します。

具体的事業については、次の様な対応をしました。

検討状況として、民有地内の地上部や屋上等の緑地についても緑地面積として参入が可能となる独自の緑化条例を設立することを検討しました。

こちらにつきましては、本日の議案説明の際、新規事業として説明させていただきます。

事業者への緑化指導の仕組みを関連部局と連携して定めるために、次の様な対応をしました。

検討状況として、実施計画案に緑化条例の設立と条例に伴う緑化指導を定めるとともに、庁内の関連部局に周知を行いました。

具体的事業を実施するために、次のような検討をしました。

検討状況として「緑地をいかす」の方針に基づき、市民緑地制度の活用、市民と連携した公園の活用、都市農地の貸借制度の活用を関連部局と協議し、実施計画案に位置づけました。本日の議案説明において、詳細を説明させていただきます。

以上で報告案件の説明を終わります。

審議案件であります、東大阪市みどりの基本計画の実施計画と目標値について説明いたします。

説明内容としては、1 過去の審議会における主な内容、2 今回の審議会における主な内容、3 実施計画について、4 目標値について、5 新規事業について、6 スケジュールについての6項目について説明します。

前回までの審議会における主な決定事項を説明します。

本市の緑地は市街地において、非常に不足しており、緑地の量的な確保が、今後も必要であります。不足する緑地を確保するために、市街地の緑地の保全及び緑化の推進に関する事業を基本計画に基づき、総合的かつ計画的に実施する必要があります。

その基本計画について、前回審議会における決定事項を振り返ります。

改定の計画の基本的事項として、計画対象区域は都市計画区域6178ha(市内全域)ただし、施策の対象は近郊緑地保全区域を除くものとする

計画期間は令和3年度から令和12年度

基本目標は新総合計画の基本構想であるつくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪基本方針は都市計画マスタープランの基本方針である水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入しますこれらを改定計画の基本的事項として決めました。

今回の審議会では、前回審議会で決定した施策の方針及び具体的事業に基づき、実施計画及び目標値についての審議をお願いするところです。

今回の審議会でご説明する内容は、基本計画に定める事項の中での1～8における1. 2. の部分である「緑地の保全及び緑化の目標」と「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」に該当します。こちらは、主に市が主体的に取り組む施策・事業を定める本計画の核の部分であり、これに基づき1の目標を定める事となります。8の部分である「緑化重点地区」についても検討しましたので、ご説明します。

まず、施策の方針①についてですが、本市の緑地の減少ですが、前回の審議会でもご説明しましたとおり、約20年間で大幅に緑地が減少しております。市が市街地で、緑地を大幅に増やすのは用地の取得など多大な費用が必要となること

から、困難です。

このことから、本市においてはまずは今あるみどりを減らさない事が肝心であり、緑地をへらさない施策が必要です。

次に施策の方針②についてですが、本計画の基本方針の「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入する」ことを実行し、基本目標「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を実現するには、今ある緑地を保全し、それらをつないでいくため緑化を推進することが必要です。あわせて、みどりの拠点となるべき区域においては、それらを特別に保全する施策が必要となります。

また、前回の審議会の答申を受け、施策の方針③「緑地をいかす」を追加しました。緑地には、①街並の美観や季節感を享受する景観形成機能②降った雨をためる貯留地、災害が起こった時の避難場所、火災を食い止める延焼防止といった防災機能③憩いの場、コミュニケーションの場としてのレクリエーション機能④ヒートアイランドを抑え、地球温暖化防止といった環境保全機能等があります。これらの機能を活かす施策についても、必要であるとしました。

本市における緑地機能の主な例をご紹介します。これは、民有地内において、接道部に緑化を行い、良好な景観を形成している例であります。本市の景観計画において、建築面積1000㎡及び高さ15mを超える建築物において、接道部に緑化を義務付けております。

また、多くの市民が集まる公共施設についても、緑化を推進するとともに、適切に維持管理することにより、良好な景観の形成に寄与しております。

農地、公園、学校のグラウンド等、一定規模の緑地は、雨水浸透、火災の延焼防止、緊急時の避難場所などの重要な防災機能を有しています。

また、公園を始めとした緑地は、市民や地域の憩いや交流の場として、重要なレクリエーション機能を有しています。

これらの機能を評価することが重要であるとし、改定計画における施策の方針については、施策の方針を「市街地の緑地をへらさない」、「市街地の緑地をふやす」、「緑地をいかす」の3つとしました。

これらの方針に基づく事業を実施し、基本目標の実現を目指します。

次に、前回の審議会における答申を受け、追加した「緑地をいかす」の方針に基づき、実施する事業をを説明します。

都市公園を活用する取り組みとしましては、本市の花園中央公園において、Park-PFI 制度を導入し、一層魅力を向上し、活性化を図ります。

また、その他の公園についても、行政のみで公園づくりするのではなく、市民の創意工夫を踏まえながら、協働にて快適な公園づくりを推進します。

次に都市農園を活用する取り組みとしましては、都市農地や生産緑地地区を高齢者や障害のある方へ貸付を行い、農業を通じて生きがいを高める取り組みを継続して実施します。

また、都市農地の貸借に関する法制定に伴い、制度の内容を農業従事者へ周知し、活用することについて検討をすすめます。

これらの取り組みを緑地をいかす方針に基づき実施します。

次に達成すべき、目標値についてご説明します。目標値の設定については、緑地の総量を大切に守っていくといった緑の量に着目した目標項目と、生活実感が反映されるような緑の質に着目した目標項目にわかれます。他市の事例をご紹介します。量については、(堺市、枚方市、富田林市)では緑地の総量を、(豊中市、大阪市)では市民一人当たりの公園・緑地面積を、(枚方市)では街路樹の整備延長を目標値の指標としております。また質については、(豊中市、茨木市、大阪市)では、みどりに対する満足度を、(富田林市)では緑化活動等に参加している人の割合、(豊中市)では緑に関するイベントの数・参加者数といった目標値としている市もございます。

本市の目標値の考え方ですが、今後、「減少が見込まれる緑地の量」と「実施する施策により増える緑地の量」を踏まえ、定める事とします。

今後の予測としては、主に都市農地が過去10年間のペースで今後も同様に減少すると予測し、約25ha減少します。

また、改定計画による施策を実施し、公園や植樹帯を整備し、12.6haの増加を目指します。しかし、実施計画に定める公共施設緑地の推進を実施したとしても、施設緑地は約13ha減少します。

また、地域制緑地についても同様に、今後の予測として、生産緑地地区が過去10年間のペースで今後も同様に減少すると予測し、約10ha減少します。

よって、緑地の総量は、施設緑地の約13haの減少に加えて、約23ha減少することが予測されます。

これらを踏まえ、新規事業により、地域制緑地の目標値を23haとし、現時点の緑地の総量を令和12年度においても、維持することを目指します。

継続事業では、目標を達成できないことが見込まれており、目標の実現に向け、新規事業を①緑化条例の制定、②市民緑地制度の活用を定めるとともに、都市計画手法を用いた緑化率の導入についても検討しました。これらの検討状況を説明いたします。

現在、大阪府条例にて1000㎡以上の敷地面積における新築、改築工事において、緑化を義務化しておりますが、本市独自の条例制定を行います。その概要ですが、1000㎡未満の小規模な敷地に対しても、緑化を義務化すること。屋上緑化や壁面緑化の面積も緑地面積として、算入を可能とすること。高木による緑地面積の加算を行うこととし、令和3年度に制定します。

市民緑地制度ですが、本市においても積極的に当制度を周知し、緑化地域又は緑化重点地区内において、要件を満たす民有地を本市の緑地として、認定し、活用を図ります。また、市民緑地制度は、緑化地域及び緑化重点地区が対象要件とされております。本市においては、平成15年度に緑化重点地区を布施駅前周辺地区・若江岩田・花園地区、枚岡地区において約2010ha 定めていましたが、効果的に当地区の緑化を図ることができず、本市の緑地が減少していることを踏まえ、緑化重点地区を全域に拡大し、市民緑地制度を全域において、活用することや、緑地整備事業に社会資本整備交付金の充当が可能となるなど、本市の緑化をさらに推進します。

次に、本市においては、平成28年4月に東大阪市文化創造館の周辺エリアを御厨南二丁目地区において、地区計画を定めた際、緑化を推進するため、当該地区内における容積率と引き換えに、緑化率の最低限度を10%と定めた地区があります。こちらの手法を用いた取り組みを他の地域において、拡大することにより、緑化を推進することが可能であります。

今年度は審議会を3回開催し、8月には「第2次東大阪市みどりの基本計画(素案)」について諮問させて頂きます。11月には、都市緑地法に基づき市民の意見を聞くため、公聴会を開催し、その結果を踏まえた案を1月に諮問させて頂き、3月に新計画の決定を行い、2021年4月1日から第二次東大阪市みどりの基本計画を公表することとします。

本日ご意見を頂きたい内容と致しましては、まず具体的事業への取り組みと目標値についてです。さらに追加すべき事業や記載事業についての意見など、どのような意見でも構いません。何卒よろしくお願いします。

【会長】

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまより意見交換を始めさせていただきますと思います。

先ほど事務局の方からご報告ございましたように、具体的な事業それから目標値ということでございますけれども、何かご質問ご意見がありましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。

特に事業等でこういう事業も考えていただきたいとか、この事業もこういうようにしていただいたほうが活用できるなどですね。

ご意見いただければまた事務局で検討していただけると思いますので。

【委員】

資料の 9 ページですけども、目標値についてですが、量と質の目標の事例が挙げられていましてですね、質に関しましてですね、豊中市でしたらみどりに関するイベントの数と参加者数というところが質に繋がるんじゃないかなというところですけども、東大阪について具体的に各種団体の方々も自治会の方々においてですね、いろいろなイベントをされるわけですけども、その中にこういった緑化を進めていくというような内容のところをやっていただくということになると思います。

そのやり方について、どのように考えておられるのかなという風に思いますので、ちょっと聞きたいです。

【事務局】

委員が会長されております市民の会とも今後はもちろん協働していくということは、もちろん前からお話をさせていただいている中でですね、具体的な例になりますと、今まではグリーンフェスタというイベントを共催でさせていただきました市民の一定の参加者もありましたので、ご好評いただいていたかなと思うのですが、今後また違う形で市民の皆様をお出迎えできるようなイベントを新たに考えているところでございます。

積極的にそういったイベントも取り入れていくことは今後考えておりますので、またよろしく願います。そういったイベントもやはり積極的に市の方で考

えることはこの基本計画に記載しようとは考えております。

【会長】

はい。それに関連してですけど、豊中市の事例が出まして、スライドでいうと24枚目、9ページですかね。豊中市が随所にいろいろ出てくるんですけど、私も豊中市についてはずっとお手伝いをしています、いろいろな部署がやっぱりかかわってきています。東大阪市はまだまだみどり景観課が孤軍奮闘と言った方がいいのかなと思います。

具体的に言いますと豊中市は担当審議会ですっきりとこのみどりの基本計画の策定を議論するんですね。

おそらく都市整備と環境の政策との重なる部分でこの緑化っていうのがあるので、そういう意味ではその東大阪と豊中と比べるともう少し環境政策的な意味で緑を作り続けてほしいなっていう風に思います。

今回は致し方ないんですけども、次回以降はどちらかという環境審議会の方とうまく連動しながら進めていただきますと環境の方も緑も、環境面での有用性っていうのを認識できるのではないかなというように思っております。

ちなみに、豊中市では、環境審議会の方できちんとリードしてくださってやりますので、そういう意味で豊中市の例と東大阪比べるとここの都市整備の方が孤軍奮闘しているの、少しそのあたりの環境政策との連動みたいなものも今後環境保全とか防災というような新たな、しっかりとした機能を意識するのであれば、そのあたりの市の内部の連動というのも重要かなと思っています。

さらに、豊中は緑化センターを持っていますのでそのあたりで市民の方のご相談とかそういうきめ細かなこともできているんですね。

さらにそれがイベントに繋がっているということもあるので、そういう意味では東大阪は市民が随時相談に行けるようなコミュニティ、体制というか、あるいは一緒にイベントを構築できるようなそういうような体制づくりとか、そういうものがもっとあればこの豊中のような形できちんと目標を位置づけてそれに向かって共同で頑張っていけるんじゃないかなというように期待しているところなんですよ。

一方で市役所の中で体制づくりみたいなものもしっかりと連動していかないと実効性がなかなか保てないんじゃないかなという風に思います。

【委員】

今までの 4 ページ。緑のネットワークって書いてあるんですけど、これ今具体化するような都市構造が言われていて、立地適正化計画が一部の方では言われて、すなわち組織を集中させるところと居住を誘導するところ、それと居住をちょっとあきらめてもらうんじゃないんですけど、ゆっくりとした誘導にしようというものです。

都市計画のマスタープランには立地適正化計画のなかでこのネットワークでそのまま続けるのかどうか。これが多分、緑化重点地区の指定とも関係してきますので、本当にやるつもりであれば、横関連の計画、マスタープランが多々ありますので、大きな系統としてはこれでいくとしても、本当に重点地区増やして今迄前回の策定からほとんど進んでこなかった緑化の話を重点地域膨らませることによって大丈夫かなという心配は 1 つあります。

今までと違った施策や事業を導入される中で、国費事業をされると思うんですけど、本当にその事業で減少を担保できるのかっていうところを、これしっかり査定する必要があるかなという風に思います。

次いっていただいていいですか。これですね。ここで主な機能という風なことで 4 つの機能ここに書かれておられます。これに対する詳細な今後の取り組みの方針をこの次のずっと書かれているので、これは非常に結構だと思います。この主な取り組み 4 つ出て来ているのは、これはもともと緑のマスタープランの時から言われている 4 つの緑地系統で、この緑地系統がしっかりと先ほどの緑の将来像という風な 4 つをまとめたものを分解してバラバラにした形の系統図、これもちょっと今日は見れてないんですけど、作られる予定ですかね、お持ちなんですかね。

【事務局】

機能別の系統図に関してはまだつくってはおりません。

【委員】

それ作られるんですかね。ここのこれに対する事業内容というのは記入されている、写真使って綺麗に記入されているのでよくわかるんですけど、これの構造図っていうんですか。これのネットワーク図ってというのが大体いわゆるマスタープランからある基本計画策定の時にもこの 4 つの緑地系統ってというのは考え

てくださいね、っていうのはマニュアルには書いてあるんですけど、これどうされるんですかね。

これはもう機能だけでいきますって話だけでとどめられるのか、例えば景観形成システムですよね。レクリエーションシステム、防災システム、環境保全システム。終盤はちょっと違いますけど、そのシステム図を表現されてその緑の将来像としてまとめるっていうのがマニュアル通りなんですよね。

だけどそれ別にやる必要ないんですけど、こんな単発的にこれはこんな風な事業や施策をやりますっていう、今日ご紹介いただいて、それはそれで非常に分かるし結構なことで全然異論はないんですけど、これを市全体としてどの場所でどうやっていくかっていう風なものはシステム図が無いとわからないです。単発でやるっていうことになるんですね。

【事務局】

そうですね。システム別には今のところ考えるつもりは無いです。

【委員】

はい。わかりました。ちょっとそれ確認で、本当はシステム別にシステム図書いておいた方がいいとは思いますが。

【事務局】

今回は緑の方向性を示す計画書になっておりますので、これからアクションプランという形で実際その4つに機能に当てはまるような緑化事業をしていただきたいという形で今発信しております。

【委員】

はい。ありがとうございます。ということは、この4つが出てくる前にさっきの運営があって、そのさっきの前にこのシステムを考えたときの緑の構造図があって、その4つの中に全部施策がぶら下がっていてその施策の下に事務事業がぶら下がっているっていうのがアクションプランなんです。

ですからその辺の構造が、単発でご紹介いただいているんですけど、公告する時にそれがずっとブレイクダウンしてストーリーが見えるようにしとかないと、予算つかへんのです。

単発的に事業これやります、と言っても財政部局からするとわからないと思いますので、しっかりと緑の基本計画の中にこういう系統でこういう施策だからこういう事務事業が必要になって、動きはこんだけあるけど単価の持ち出しはこんだけやってという説明をしないとなかなか取り合っただけがないと思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

もう1点だけ先に、7ページこれは良いかなと思うんですけど、ここですね。今回運営されている緑を生かすっていう話なんで、これはぜひこういうことは大賛成です。

よく使われる言葉が緑地の機能、それに対して効果。これセットでよく使われる言葉なんです。

緑ってというのは置いとくだけで光合成しますので、二酸化炭素を吸収して酸素を生み出してっていう機能を持っている。そこには安全安心のための防災のための機能を持っている、けどそれが市や町がそれを生かさないとダメだっていうことで生かす。これは非常に結構なんです。

ただ、機能を持っていてもそれがどんだけ私たちが受け取れるものが効果って言葉でよく使いまして、だから100の機能持っていてもそれは全然使われておらず、道路から見えない緑なんかは生かされてないので、緑に対する供給効果ってというのは0に近いんですね。

だからうまくこれを生かして効果を発揮する、ちょっと効果って言葉も可能であれば入れていただく方が分かりやすいかなと、機能を発揮させて効果を発揮する。機能ってというのは本来緑が持っているっていうのが機能で、それを私たちがどれだけ受け取れるかっていうところが効果っていうことはよく使いますので、もし可能であればちょっと生かして効果を発揮するとかそんなのをに入れていただいた方が分かりやすいと思いました。また時間があればあとの方も発言したいと思います。

【会長】

ありがとうございます。さきほど委員のお話をしていますと、その私も機能ごとの、系統ごとの地図があった方が分かりやすいのかなって感じがしています。それがあつた方が多分、施策の中で位置づけやすくなってくるんじゃないかなって思うんですね。

4つ全部なくてもいいかなと思うんですけど、例えばの話で言いますと、1つが

ですね、やはりこの東大阪河内の地域っていうのは治水っていう問題が防災機能で非常に大きいですね。

そうすると先ほども言っていましたように、その農地とか緑地が持っているその治水機能をどのような形でうまく活用していくのかっていうのは、防災の方の計画と矛盾しないよう、しっかりと位置づけとかなないといけないと思うんですね。

例えばその農地が何か住宅に転用される時に、市が買い取る意味付けとして、やはりここにはそういう貯水機能があるでしょ、というような形で買い取るようなことができるのであれば、よりいいのかなと思いますのでそういう意味ではちゃんとその機能を位置づけて置かないといけないと思うんですね。

さらについでに言うと私は治水の方もいろいろと担当されてもらっていますので、東大阪でいうと昔の下水処理場、今は水みらいセンターっていいですけど、川俣にありますよね。やはりなんで川俣にあるのかっていう意味付けをちゃんと考えてほしいんですね。

あそこに、東部に降ってきた雨は全部川俣に集まるように地形上になっているわけですね。で、あそこから流していくっていうことになりますので、そういう意味では東大阪の地域の地形上の特性なんかを見ている、随所随所できちんとその貯水機能を持った緑地を担保しておかないと一挙に川俣の方に水が流れ込んでしまうってことになりますので、そこを特に治水機能なんかを重点とするっていうのも一つかなという風に思いました。

それともう1つは、市内地の環境をよりよくしていくっていうのも東大阪では非常に重要な観点ですね。いわゆる密集市街地の整備をどうするか。これは、私もずっと経験しているところという大阪市の生野区が市街地環境を、あそこもいわゆる密集市街地になっていますけども、市街地環境を整備する際に100平米程度の土地が手に入るときそこにポケットパークを作っていたんですね。

で、その大きく防災とか市街地環境改善するっていうのはなかなか難しいけれども、例えばその空き地が発生しますと。そこを積極的に市が買い取って100平米程度の小さなポケットパークを作るということによって市街地環境を整理していくっていう事業をやっています。

これは、密集市街地の整備の事業の一環としてやるわけですね。先ほどから言っていますようにいろいろな部署のさまざまな施策の中にその緑を確保するっていう施策を位置づけていくためには、委員がおっしゃるようにしっかりとそういうネットワーク図とか理屈だけができるようなそういう資料・根拠を作っておいた方がいいのではないかなと思いますので、逆にその施策からそれを根拠とする地図であったり資料をどう準備しておいた方がいいのかっていうことを改めてまた考えていただければという風に思います。

あと委員の一番最初の部分ですね。これからどんどん市街地が小さくなっていく、所謂コンパクト化する中でそれと連動させながら大きく重点地区広げていくっていうのは結構なことなんだけど、大丈夫でしょうかっていう対応でしたけど。いかがですか

【事務局】

東大阪市にも立地適正化計画っていうのは策定しております。

ただマスタープランに今回適合するっていうことで、マスタープランには実は立地適正化計画はまだ反映できていないという状態になっており、マスタープランにその反映されて今後居住誘導地区っていうのがきっちりマスタープランに反映された時にですね、緑化の配置論について考える必要があると思います。

居住誘導区域、都市機能誘導区域っていうのは本市にもございまして、居住誘導区域外のところも沢山ございますので、その辺の配置論に関してはすみませんが、マスタープランに反映されてから次の段階で考えようかなと思います。

【会長】

はい。私の先ほどの話に戻しますけれど、重点地区に指定することによって交付金が見えるようになるって話になりましたよね。それは、ある意味結構なことなんですけど、その延長上で言うと例えば生野区の場合は、国の局でいうと住宅局の予算を引き出してくるんですね。

さらには、先程の治水機能でいうと、国でいうと河川局の予算になりますね。国の様々な予算それをどのようなルートで市役所に引き込んでくるのかっていうことでいうと、他の部署にもちょっと手伝っていただいたり頑張っていたいで、せっかく国が付けてる予算ですから、引くならどんどん引き込んでいくような、こっちで参加していただければと思うんですけど。

はい、あといかがでしょうか。

【委員】

よろしいですか。9ページ10ページの目標値のところなんですけども、そのところの農地のところで前回も申し上げたんですけど生産緑地が過去10年のペースで減少すると予測と書いておられますが、22年問題等がありまして、それ以上に減少する可能性もお考えなのかなと思います。

現状いま、勉強会とかも地方でやっていただいているわけですが、なかなかどの程度継続してやっていただけるか我々現場の者もなかなかわからないところまでございまして、市の協力のもとに農地の保全をしていきたいと思うんですけども、これ以上に減った場合の施策、例えば下に書いてございます地域制緑地を23ヘクタールプラスをもうちょっと柔軟に考える事も可能なのかなということらへんをお聞かせ願えたらと思います。

【事務局】

最終的な目標というのはやはり今の緑地の量をキープするということでございます。仰られる通り本市の都市計画室も特定生産緑地の制度を活用して、生産緑地を延長するっていう試みは始まっておりまして、実施計画にも今回また位置づけるということを考えておりますので、農地、生産緑地を保全する施策に関しても積極的に位置づけるところではございますが、やはり農業を営む方がおられないと続くものではございませんので、農政部局と協議して農地の保全や農業する方を応援するっていうことは取り組んで居るところでございます。

ただ農地については、転用を認めているという事態でございますので、増えることは難しいかなと思っております。少しでも減少を防止するように頑張りたいと考えております。それでもまだこれ以上下がるのでしたらその地域制緑地をさらに増やしてですね、頑張っても目標値は現状達成することは考えないといけないとは思っております。

【委員】

福祉農園なんかの活用はある程度見込めると思うんですけども、農地のマッチングなんかにつきましては農業者同士のマッチングがなかなかこの地域では難しいんじゃないかなと、名産でもあればそれに対して生産力を増やしていきたいとかいうのがありますが、なかなかそれも見込めない地域でありますので、

非常に難しいのかなというところですね。

【事務局】

農政部局と連動しながら農家の方を応援しないといけないという話はよく会議させてもらっているところがございますので、またこちらもお力頂ければなと思っております。よろしくお願いします。

【会長】

ちょっと話が飛んじゃうかもしれませんが、商業の活性化をやっておりまして、その店舗は、商業を受け継がないということになってきているんですけども、最近経産省の方でも次の世代に受け継ぐよりも新しい人にお渡しした方が、店舗お渡しした方がうまくいくんじゃないかっていって、第3者に譲渡をするという形で受け継いでいくっていうやり方しますよね。

農業もひょっとするとそういうやり方もあるんじゃないかなと。なかなか農地法でさらに難しいですけど、貸借制度をうまく使いながら、新規参入者を増やしていくっていう施策が一方であってもいいのかなと思います。

生駒市はですね、最近そのあたり非常に農業振興で頑張ってくださっていて、去年でも26名の新規参入者が出て来ているんですね。

そういう意味では促していけば農業やりたいっていうような方も出てきますので、そのあたりの第三者とのマッチング制度みたいなものをしっかり作っていただければありがたいかなと思いますけど。

【委員】

ちょっと戻ってしまうんですけども、緑地の主な機能ということで、4つ既に決められているかもしれないんですけども、最近高齢化社会が進む中で緑地のもつ健康増進機能というのも非常に重要なんじゃないかなという風に最近考えております。

その緑地のレクリエーションというのに含まれているのかもしれないんですけども、その緑地の中で運動をして健康増進というだけではなくて、東大阪を歩こうという風になれないという部分がありまして、道に接する部分にもう少し緑を増やして高齢者の方でも若者でもそうなんですけれども、それに沿って歩きたいなと思うような町っていうのをぜひ作っていただきたいなという風

に思います。

大学院生とも喋っていたんですけども、自粛期間中に散歩した？と聞いたら、東大阪ちょっと歩きづらいから散歩できなかったみたいなことを言ってまして、それを聞きましてもう少し接道部に緑を増やしていただいて公園に誘導するような町っていうのを作っていただいたら健康増進にもつながるんじゃないかなという風に思いました。

【委員】

おっしゃるように、健康増進というのは最近注目されて非常に、私も大事な考え方だと思います。

ここの4つの機能の中に健康増進も入っていると思うんですけども、都市緑化推進機構からいろいろ公園緑地マニュアルされているところがあって、多分役所も置かれていると思うんですけど、あの中には存在効果と利用効果っていう風に2つに大別して、それぞれ5つずつみどりの効果を掲げています。

もちろん健康増進もそっちの利用効果として含まれていますし、存在効果っていうのはその緑があるだけで空気を浄化してくれるという効果ですし、実際に使って利用したときに自分たちが受ける効果として5つ挙げています。

都市の景観形成効果だとか、いっぱい書いていますので、それをちょっとこういう委員会の中で整理されて、この4つの機能をいかすっていうときにも先生おっしゃるようにやっぱりどこにどんな風に考えているのかっていうことを内部データとして出しといていただければ、委員も私も理解しやすいかなという風に、先生のお話聞いていて思いました。

今度実施していく時に8ページ目を拝見すると、P-PFI制度を導入することも検討されると、これPark-PFIですので、広い都市公園の中でというか、例えば体育館だけとか体育館と体育館周辺だけを民間事業者入れて整備お金出してねという風なそういう機能なんですね。

それを全体を出すときには指定管理者制度か、PMO型どちらかで行くんですけど、そういう新たなこういう事業っていうのが、「てんしば」や「城テラス」があります。

事業選定させていただいた「てんしば」の動物園前のあたりもこれからほぼ出来

上がってきてますし、りんくう公園っていう関空のりんくう公園のイオンさんの前の公園、あれも今泉南市がもうすぐオープンする予定でやらせてもらってますけど、そういう新たな事業指標というのがどんどん導入されてきておりますので、当市もやっていけばいいと私も思います。

また、最近はゆっくりとした持続可能っていうわからない言葉をよく使われますけど、成熟型社会からひょっとしたら低成長型社会に入っていくような感じもあるので、その中でやはりゆとりだとかっていうのをもう 1 回見直す時期に今なっております。

大体的に今迄は津波の心配とか地震の心配の中で非日常って言ってましたけど、変な方向の非日常をみんなが新たに体験をした時期ですので、ちょっとこのいわゆる基本計画を見直す頭にも何か書いとかなんとかんなくてというのがちょっとと思います。新たな新規事業の導入っていうのはこれ非常にありがたいなという風に思います。

あともう 1 点、11 ページ目に新規事業って書かれている上の新たな緑化条例の検討。これも非常に結構だと思います。ちょっと古い話ですけど、大阪市のこの小さい敷地の緑を考えた場合、1000 平米までを大阪市のみどりがやって、500 平米未満は確か建築指導がされたんかなと。

区で決められて、1 個の敷地の中の建物立てるときのマニュアル、例えば総合設計制度であるときの緑の植え方っていうのは建築指導の方でやられていたとかね。

それより大きくなってくるといわゆる公園部会が入って行ってっていうことで仕分けされていたので、当市全部 1000 平米も緑の方でされるのか、その部分は建築指導の中でやっていただけるのか、っていう何か仕組みをひょっとしてやった方が仕事量がちょっと楽になるんじゃないかなという気は致します。

あとは高木の換算って描かれているように、高木って大体行政が民間事業者に発注する場合、高木っていうのは 3m 基準なんですね。だから高木 3 本入れてねっていったら 3m の木を 3 本持ってこられるんじゃないなくて 3.5 くらい持ってきたはるんですね。植えてみて寸法たらへんかったらだめなので、で、その 3.5m の木でも 10 平米担当するっていうのが堺市です。

ですので、そういう風な高木 1 本入れたら緑化面積のカウント地に加えるって
いうそういう考えやおもうので、こういうのは非常に結構かと思います。あと
は屋上とかする場合、これ緑化面積にカウントするのは私も非常にいい話だと思
っています。

ただし、恒久的に保障できない民地の緑化ですので、その辺は覚悟して指定する
っていうところで、やっぱり必要になってくるかと思います。都市公園っていう
のは 1 回作るとそこを廃止する場合はどこかに同じ面積は確保してねって
のが決められているわけですけど、民間は全然そんなん関係なしですので、計画
の中で緑地を指定しますって言って出来上がった時に緑地が無い場合も実はあ
りますので。あってはならない話ですけど、凶面に最初書いてあった緑が出来上
がって試してみたらそこは駐車場になってたとかよくある話なので、その辺は
しっかりとご指導される方が適切かという風に思いました。今のところ以上で
す。

【会長】

はい、ありがとうございます。委員の話を聞きまして、散歩の時の環境づくり
ってお話が出ましたけど、東大阪市はお散歩マップなんていうのを作って
いるんですか。

【事務局】

市街地におけるお散歩マップってというのは観光局が商店街の活性化という意味
合いで周辺のエリア例えば川中さんの見ていただくルートを作ったりとかはあ
るんですけど、全域についてはちょっと無いようなイメージがありますね。部分
的には、石切の参道のエリアを散策していただくとか。

【会長】

どちらかという外から訪れた方とか、観光とか町を楽しむって感じです
よね。そういう視点ですね。

散歩そのものを楽しむって言う。そういうのがあってもいいのかなと思います
し、散歩マップを作ろうとすると、やっぱりそれなりの環境を作ろうという意識
になりますので、分かりやすい施策かな、と。それはみどり景観課ではなくても、
健康増進の部署とかね。他のところで作っていただいて、その環境整備として
みどり景観課が緑化とかそういうのをやっていくって言うようなちょっと楽し
みながらやっていく施策もあってもいいのかなと思いますし、そういう意味で

は、緑道整備がですね、公園緑地整備ではなくて、緑道整備っていうのがあって
もいと思うし、そういう意味では東大阪っていうのは旧大和川沿いの道路っ
ていうのは南北に、昔の河川筋をそのまま道路にしていますから、非常にくねく
ねしてなかなか歩くのは楽しいんですけど、今ちょっとその幅員が狭くてなか
なか快適には歩けないような場所も多いのでその東大阪ならではの特性をうまく
活用するようなこともあってもいいのかなと思いますけどね。東大阪や楠根
川は一部ですけど、楠根川緑道で整備されてますよね。

そういうような東大阪ならではの緑道ネットワーク整備っていうのを検討して
いただくのもいいのかなと思いますけど。

【委員】

私達の校区では、長瀬川ウォーキングっていうのをしています。長瀬川がすごく
整備されていて綺麗で両方あれもありますし、25分歩けば金岡公園もあります
ので、公民館でみんな60以上のかた一応高齢者となっております。でもどなた
来てくださってもいいんですよ。

私とか高齢の方じゃなく他の方からも来られるんですが、月2回しております
で、大体30名前後来られまして、それに関わっているのが、私と福祉委員であ
る女性部長、それと保健所、それと社会福祉協議会から若い方が来られて危ない
ですよなんかいいながらもみんな、皆さんおしゃべりしながら歩いてはります。

でもこれがね、コロナの影響で3、4、5と休みだったんです。で、今日あるん
ですね。私はこっち来てますけど、今日ある多分沢山、ちょっと今日は多いわっ
て言ってはりましたけども、そんなので目的は健康寿命を延ばすこと、それから
ロコモティブシンドロームですか、そういう運動っていうのを衰えないように
することと言いまして、金岡公園まで行きまして金岡公園を1周か2周か回る
んです。

久宝寺緑地はあるんですけど、そこ行くのはちょっと遠いので、それは4
月のお花の綺麗な頃に行ってレクレーションみたいな形でちょっと遠出させ
んかということで行っております。

こういうことをできるのもやはり安全で歩いて行ける、緑がある、みんなとお話
しながら健康に汗もかけるっていうことで来られておりまして、そういう安全
な道、緑の多い公園、そういうのは私は必要だと思います。でもそこ行くまでに

やはり空き家が増えてきているんです。景観がちょっと悪くなったねっていうこともあります、参加される方は皆さん楽しみにしております。やはり緑の広場っていうのは近くにあると大変うれしいことだと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。そういう意味では河川を積極的に位置づけていくっていうのは先ほどおっしゃった話の延長上の話かなと思うんですけどね。

実は私の博士論文はこういう河川の区間整備をどうしたらいいかっていうことなんですけどね、その中で河川もオープンスペースの1つですよ。先ほど下村先生とか西田委員が本当にこういう緑地っていうのは担保できますかっていう話になったんですけど、河川は川である限りその空間は上に何も作れないですよ。

ひょっとすると土になってる部分よりも河川のスペースの方が未来に向かって担保できる空間なんですね。そういうのを博士論文で説明させてもらったんですけど、河川があったらオープンスペースがちゃんと回って、その周辺もちゃんと緑道として使えるように整備していただくと市民も活用しやすくなっていくということで、そういう意味で河川沿いのポイントもあってもいいのかなと思います。で、ちなみに八尾市で景観計画一緒につくらせてもらっているんですけど、八尾市は長瀬川沿いを景観の重点地区に指定しています。

建て替えの時はできるだけ川沿いの景観整備をそれぞれの地権者の方をお願いするっていうことになっていますので、そういう意味で東大阪はより河川が今でも南北に走っていますから、川沿いをちょっと重点化して緑化をすることかというのも一つの戦略としては東大阪らしい戦略かなという風に思う。

この前も委員にお伺いさせていただきまして、今もずっと特別緑地を守っていただいていますけど、新しい施策をどんどん取り入れようという時期ですので、何かもうちょっと市の方からこういう施策があったらやりやすいかなというのがあればお聞かせいただければ。

【委員】

うちだけじゃなくて、他の東大阪で活動されている方も集まって東大阪の22会というのを立ちあげて、庁舎の22階を何とかしようというものですが、去年、一昨年かな、綿苗をお配りして広げていこう、また歴史もわかるということで、

プリンターでもいいんじゃないかって言って、コットンロードみたいなのをずっと広げていきたいなって言って活動しています。

今年は綿の出来上がりとかどうしてこうなったかっていう紙芝居も作りまして、それ DVD に焼きまして小学校にお配りしようとおもったんですね。種も一緒にくっつけて。そしたらコロナでちょっと配れてないんですけど、そういう形でずっといけたらなと思ってやっています。

とにかく計画はいろいろあるんですけど、それを維持していく方法どうするかということ、私どもの緑地保全会ですってやっていて、すごく感じるんですよ。何かイベントやったら絶対これは続くんですよ。

でもそれがイベントを保全につなげるというのがなかなかできないので、何かお得感があると来るかなという感じなので、ポイント制にするとかプリンターに1個お配りされていると思うんですけど、それに対して何かポイント制とかそういう風にしていったらよいかとかか思ったりするんですけど、このコロナの間もうちは全然オープンにされていてとにかく解放していたんですけど、たまに来られてよかったわって言って帰っていただいたりしています。

私自身この2月から5月ずっと樹木調査をやっていたんですけど、誰一人何もならなくて過ごせたので緑は良いのかなという感じです。

【会長】

ありがとうございます。東大阪そういうポイント制度みたいなものの導入の予定はあるんですかね。私が知っている限り枚方市が積極的にそれやっていますし、アンケートに協力してもらったら何ポイントとかボランティア活動に参加したら何ポイントとか、それを溜めていってそれが買い物何かにも使えるようなそんな制度で市民活動を活性化していこうじゃないかっていう。

【事務局】

市の方では、市民さん全体に広く健康と関連付けて健康マイレージという形でウォーキングされた方にいくらかがん検診された方には何ポイント付与するという形ではあるんですけど、緑と関連付けというのは今のところ存在していませんので、今すごくいいヒントかなと思っています。山の日として11月にウォーキングとして山を歩こうっていうあるんですけど、委員からも提案のありました町を散歩するという形とか委員にご提案頂いた河川ウォークなんかもす

ごくいい機会になるかと思imasるので、検討してみたいと思imas。あと、緑を広げるとい意味あいでは私としましては、イベントの方は重視していきたくと思imas。

今回のようなコロナのような状況のなかでいかにどうい形で展開していくといよなすごく課題として浮かびあがってきましたので、今生活体系も変わりつつある状況の中でいかに緑を親しみ頂いて市民の方に効果をどう発揮していくかといのを織り込んでいけたらとい形ですごく今日は良い話が聞けたと本当に思imas。

【会長】

ありがとうございます。せっかく委員がおっしゃておられる22会とかあるいはその今の今米緑地保全会さんに環境基金の検査の方でその助成金差し上げるといことをさせてもらいましたけど、あれが3年限りなんですよ。4年目以降金が付かない。

いつもその市民活動助成の審査をさせていただく時に、特に市役所側に申し上げているのは、市民活動を応援するんだったら3年間限りの助成金とい形で良いんですけど、これもし市の施策としてちゃんと位置づけていただいて市と協働でやるってい位置づけならばこれは補助金、助成金ではなくて委託金として継続的にそれぞれの部署が出していただくべきでしようとい話をするんですね。

なんでもかんでも市民に頑張ってくださいといすぎじゃないかといのが私の考え方として、本当に市と一緒にやったださって市の施策としても重要な場合は、継続的に委託とい関係で出していただくっていこともありかなと思imasし、今回協働とい関係も非常に多くさせていまるので、資金的にもです、何かうまくできるよなそんな制度もうまく作っていただければいいかなと思ったりするところなんですよ。はい、あといかがでしようか。

【委員】

8ページの方針の実現について、実施計画について、都市公園の活用や市民農園の活用となっているところですが、これが次の目標値にあまり生かしきれないと思imas。新規事業を含めた実施計画で記載されているその先の目標値っていのは何をどれだけやるかっていのが9ページの上に質と量に分けて書かれているんです。その中で質に対してはどれでっていのがその10ページ目から始まるわけで、これ割と量的な話が多くて、新規事業、市民緑地制度に

についてはこれ、質と量と多分両方かかってくる話ですし、この目標値の中に新たな事業指標として P-PF I の話とか、市民農業の話、書いておく必要ないですかね。

ちょっと目標値として、市役所がやる事業計画の目標値として書かれているんですけど、市民側にとってはそれも確かに大事なんですけど、実際どんな公園手法をやっていくんだっていう話は実際の目標の中で盛り込めないかなという気はします。

市民農園については 3 つほど手法があったと思います。経産省の時に市民農園法により、市民農園どんどん推進すべきっていう話があり、やり方もいろいろあって、補助金も変わってくると思うので、ちょっとご確認いただけたらと思います。

あとは、9 ページの上を拝見すると市民 1 人当たり公園面積で豊中と大阪市において目標値として掲げられています。8 平米目指せっていうところがまだ 2 とか 4 とかっていう話も結構多いと思うんですけど、これについては、東大阪市はなかなか書きにくいのかなと思いました。

今、都市公園ではもう 50 年以上経過したとして計画決定した、公園を作ろうというような指定していて半分しか出来上がっていない、残りの部分はもう見直しかけろと言われて久しい状態で、50 年経ってでけへんのこれから 50 年でほんまに公園増えるのかっていうのよく言われております。

街区公園作るだけでも用地買収費だけで数億かかっているのはだめなので、なかなか公園を増やせないと思うんですけど、その時に、東京でいうとインターチェンジの上に被せてそこを都市公園にするようなオオハシのジャンクションの話であったりとか、いわゆる構造物の上に公園を作ってしまうとかそんな新たな手法があります。

予算が大変なのでできませんけど、横浜なんかでは駅の上のところ公園作って立体公園みたいな形で建物の上の方に緑地に指定したりとかやり方っていうのはいっぱいやられているところがあります。

他に公園増やす工夫っていうのは東大阪市では無いのかなという気は致しますけど、多分ダメで使わせてもらわれへんと思いますけど、ずっと中環の森計画っ

てというのが計画されています。

せっかく中央環状があって、全部道路が取り込まれているのでダメなんですけど、デッドスペースになっていないようなところは都市公園にしたらどうかってところで、道路を担当しているようなネクスコさんとかってというのが維持管理してくれるのやったらどうぞっていうところも結構多いので、あとあと予算こっち持ちなので、なかなか倍いただきますっていうわけにはいかへんってというのはよくわかります。

しかし、みどりの基本計画の本筋である都市公園を増やすもしくは削るんやったら削るって意思決定をずっと先送りにしていいのかっていうところが、実際はこの中には全然盛り込まれていないと思います。

ビジネス緑化の推進の話でありますとか屋上の話であるとか、今時の話なんですけど、本来そもそものところってというのは何も触れていないような気がしているんで、そこはしらっと言った方がいいのかも含めて、回答できないかもしれないので、それは逆に触れずに置いときましょうっていう風なことのコンセンサスはやはりこの審議会の中ではちょっと確認しておいた方がいいのかなっていう気は致しますね。

昔のマスタープランやったらもう何年後にどれだけの平米増やすっていうのも、あそこの用地買うぞということまで入れて数値計算していた時期があったんですけど、もうそういう時代ではないと思うんですけど、ちょっと触れといてほしいなという気は致します。

【会長】

はい。ありがとうございます。今のところは都市公園はそのままの形で頑張ってお作っていくってことでよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。今回実施計画の目標値で計算できるものが都市計画事業に伴う緑化面積の数値でございます、それをこの10年間で何をやるってというのは都市計画公園や都市計画道路部局からこれをやりますっていう風に数値を頂いているものがつぎのページの施設緑地の推移っていうページに繋がるんですけど、そこでは担当部局で合わせて12.6ヘクタール頑張りますってご意見が出ているところなんです。それに関しては、もちろん位置付けた事業の実現を目指

しますっていう意見をもらっている施策は書き込んでいるところですので、都市公園は今後ももちろん増やすというところは考えております。

ただ都市計画決定していても、もちろんその今後見込み無いっていう都市計画公園を見直していこうという動きも実施計画に乗せていますので、そういったもので減らすとかそういうことは無いんですけど、法律で定める量に向かって少しずつでも前進しようという方向性で考えております。

【会長】

ありがとうございます。大阪府の公園ですけど、久宝寺緑地もなかなか確証ができなかったですけどもようやく今しっかり広がっていますので、何十年かかっても頑張っていっていただければいいかなと思います。それから中環の森はせっかく東大阪では市民のお力を借りながらしっかりと森を保ってきましたけど、残念ながらご覧になったかもしれませんが、モノレールの工事で今ちょっと緑が無くなっている部分も増えていますので、あそこをモノレールの工事が終わった後何とかしてですね、もう1度市民のお力借りながらしっかりとやっていくっていうのも下村先生の先ほどの話の延長になってくるのかなという風に思います。

【会長】

はい、他はいかがでしょうか。今日もいろいろご意見賜りましたので、またこのあたりを答申としてまとめさせていただいて、市の方にお届けしたいと思っております。本日の意見を私の方でまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

【異議なしとして同意】

はい、ありがとうございます。それでは、答申案まとめさせていただきまして、ご報告したいとおもいます。今日はこれで予定しておりました案件すべて終了をさせていただきたいと思っております。それでは、この後の事務局の方にお返し致します。

【菊地部次長より閉会のあいさつを踏まえ審議会を閉会】